

福祉バス・教育委員会バス借上げ(単価契約)仕様書

1. 件名

福祉バス・教育委員会バス借上げ(単価契約)

2. 借上げ期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 内容

かすみがうら市が使用する福祉バス及び教育委員会バスの円滑適切な業務執行を図るために受注者は運転手付き貸切バスを発注者の使用に供し、信義に従って誠実にこれを履行する。

4. 車両条件

- (1) 借上げる車両は一般貸切旅客自動車運送事業の資格を有し、営業ナンバーの車両とする。
また、茨城県周辺都県が条例で定めるディーゼル車の排ガス規制(粒子状物質の排出基準)を満たす車両とする。
- (2) バスの種類は運行依頼の都度、協議のうえ、大型バス(正座席49席以下)、中型バス(正座席27席以下)、小型バス(正座席21席以下)で運行するものとする。
- (3) バスの借上げは1日2台とする。ただし、3台以上を借上げる必要が生じる場合は、別途協議するものとする。また、特段の事情がない限り、代車運行は認めない。なお、代車運行が必要であると認めた場合の取り扱いについては、別途協議するものとする。
- (4) 車両には乗客の簡易な怪我・病気等に対応できるよう、救急箱を常備すること。

5. 故障等の対応

使用する車両が故障等により運行することが不可能となった場合は、代替え車両により対応すること。また、代替え車両としたことにより契約外に発生する費用は受注者の負担とする。

6. 自動車任意保険等への加入

自動車任意保険(対人:無制限・対物:2000万円以上・搭乗者)に加入していること。なお、搭乗者傷害保険については、本市に負担の及ばない十分な保険に加入していること。

7. 提出書類

使用する車両の車検証の写し及び保険加入証明書の写し等を契約後速やかに提出すること。

8. 借上げ料に要する費用の負担区分

車両運行に伴う人件費(運転手拘束等管理費)、保険料、燃料費その他車両維持費については受注者の負担とすること。なお、有料道路使用料、有料駐車場使用料等及び宿泊を伴う場合に直接宿泊施設に支払う運転手宿泊料が発生した場合については、利用者の負担とする。

9. 車両の管理・整備及び事故等の対応

運行管理、車両整備については、受注者の責任において管理する。また、運行業務中に車両故障、事故等が生じたときは受注者の責任において速やかに処置し、直ちに報告するものとする。

10. 運行時間

運行時間は、原則午前8時30分から午後5時00分の間とする。ただし、受注者車両保管場所から出発地または帰着地まで運行時間は除くものとする。なお、事業状況や交通事情によっては、この時間を越える運行もある。

11. 走行距離

1日の走行距離は、原則300km以内とし、宿泊を伴う場合も同様とする。

12. 運行手順

市は原則として当該バスの使用に関し14日前までに、運行経路、出発時間及び乗車員数等について、本市で定めるかすみがうら市福祉バス・かすみがうら市教育委員会バス利用許可申請書の写しにより受注者へ通知する。

13. 借上げ料

- (1) バス1台毎の借上げ料は、令和7年9月26日付け国土交通省関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（以下、公示という）の別紙1で定める額を、下限額として適用するものとする。なお、公示で定める運賃・料金以外で、「運賃及び料金設定（変更）届書」を国土交通大臣に届出している場合は、変更届出額までの範囲の額について適用するものとする。
- (2) なお、運行依頼・協議のうえ決定したバスの種類を受注者の自社都合で、バスの種類を変更した場合の追加運賃・料金については不可とし、運行依頼・協議のうえ決定したバスの種類の運賃・料金とする。

14. 借上げ料の支払い

借上げ料の精算は、月単位で行うものとし、翌月の10日までに運行実績表（運行日・運行時間・走行距離・運行ルート）を提出するものとする。また、料金の支払時期は、市が給付の完了の確認又は検査が終了し、請求を受けた日から15日以内に支払うものとする。

15. キャンセル料

運行業務において、天候等やむを得ない理由で、前日までに運行取消となった場合のキャンセル料は発生しないものとする。ただし、当日キャンセルが発生した場合は協議のうえ決定するものとする。

16. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ決定するものとする。